

西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託

(2) 目的

令和7年6月策定の座間市公共施設再整備計画（改定版）に位置づけられている西部地区及び中部西地区の公共施設を対象とした個別具体的な再編を行うに当たり、隣接する公共施設が集中している区域内での公共施設の複合・集約化を検討する。

そして、最も効果的な対象区域を抽出したうえで、同区域内の公共施設の現況・課題を整理し、公共施設の望ましい機能の検討、整備・活用方法を基本構想として策定すると共に、建設工事に係る諸条件の整理、敷地調査、工事手法及び概算費用を検討し、基本計画の立案を行う。

(3) 業務内容

「西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書」に記載のとおり。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 契約限度額

40,000千円（消費税、地方消費税を含む。）

（1年度目支払い上限額14,000千円、2年度目支払い上限額26,000千円（消費税、地方消費税を含む））

(6) 発注者及び事務局

ア 発注者

座間市

イ 事務局

座間市財務部資産経営課 担当：佐藤、岩永

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話番号：046-252-7027

MAIL: kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

### 3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で、座間市入札参加者名簿に営業種目「建築設計」、「都市計画及び地方計画」の両方若しくは、どちらか一方に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは都道府県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年座間市告示第29号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (8) 本業務を円滑かつ確実に遂行する十分な能力及び体制を有している者であること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。
- (10) 同種・類似業務の実績を有すること。同種業務とは、公共施設の複合化・集約化を含む基本設計又は実施設計並びに基本構想・基本計画とする。また、類似業務とは、公共施設の基本設計又は実施設計並びに基本構想・基本計画とする。
- (11) 提案実施者が、総括責任者となり、本業務の業務遂行を行うこと。

### 4 再委託要件

本業務の性質により、基本構想及び基本計画の主幹となる部分については、再委託は認めない。ただし、調査等の本業務を実施するために必要な基礎資料等の収集については、この限りではないが、市内事業者活用等の観点から市内事業者を優先的に活用すること。

## 5 スケジュール

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 募集告知開始        | 令和7年10月31日（金）から        |
| 参加表明手続き締切     | 令和7年11月10日（月）午後5時15分まで |
| 参加資格確認結果通知書発送 | 令和7年11月17日（月）まで        |
| 質問締切          | 令和7年11月25日（火）午後5時15分まで |
| 質問回答          | 令和7年11月28日（金）          |
| 提案書等提出締切      | 令和7年12月 8日（月）午後5時15分まで |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和7年12月16日（火）          |
| 審査結果通知        | 令和7年12月22日（月）ごろ        |
| 契約事務手続き       | 令和7年12月26日（金）          |

※ プロポーザル方式の実施結果（順位等）については契約終了後、市ホームページにて公表する。

※ 上記スケジュールは、都合により変更となる場合がある。

## 6 参加表明手続

### (1) 提出書類

提出書類は以下ア～エのとおり。書類の作成に当たっては、(2)作成要領に記載の事項に注意すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

※共同企業体を構成し参加する場合は、共同企業体構成届出書（様式第1号の1）を含む。

イ 法人等概要書（様式第2号）及び誓約書（様式第2号の1）

ウ 技術職員数・資格（様式第3号）

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録の分かる証明書。

### (2) 作成要領

ア 指定様式を使用すること。

イ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ウ 正本1部、副本9部とする。副本は、黒塗り又は空白により提案資格者社名及び提案資格者が憶測される記載をしないこと。

### (3) 提出先

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市財務部資産経営課

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(5) 提出期間

令和7年11月10日（月）午後5時15分まで（必着）

（持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。））

(6) 参加資格要件の確認結果

令和7年11月17日（月）までに参加資格確認結果通知書を発送する。

7 提案書等に関する質問と回答

(1) 受付期間

令和7年11月25日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先メールアドレス

kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

(3) 回答方法

令和7年11月28日（金）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

8 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

提出書類は以下ア～クのとおり。書類の作成に当たっては、(2)作成要領に記載の事項に注意すること。なお、提案書等は、業務における取組方法について提案を求め、業務を委託する受託者を選定するための資料であること。基本構想及び基本計画策定支援業務委託は座間市と協議の上、実施することとする。

ア 提案書表紙（様式第4号）

イ 業務実績書（様式第5号及び5号の1）

ウ 業務実施体制等（様式第6号）

エ 基本構想策定に係る提案書（任意様式）

オ 基本計画策定に係る提案書（任意様式）

カ 市内事業者活用に係る提案書（任意様式）

キ 見積書（様式第7号）

ク 概算工程表（任意様式）

(2) 作成要領

ア 正本１部、副本８部とする。副本は、黒塗り等により提案資格者社名及び提案資格者が憶測される記載をしないこと。

イ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４又はＡ３とする。また、基本構想策定に係る提案書及び基本計画策定に係る提案書並びに市内事業者活用に係る提案書については、６ページ以内（日本産業規格Ａ４）とする。

ウ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

エ 次の事項に留意すること。

(ア) 提案は、文章での表現を中心とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

(イ) 視覚的表現（写真、イラスト、イメージ、その他これらに類するもの）は、文章を補完するためとし、具体的な建物の設計又はこれらに類する表現をしてはならない。

(ロ) 日本産業規格Ａ４又はＡ３サイズ、片面印刷、左肩クリップ留、普通紙を用い、製本はしない。

(ハ) 正本には、表紙を設け、提案資格者社名と日付を記載すること。なお、表紙は、任意様式とする。

(ニ) 各ページには、提案資格者社名（正本のみ）、頁数、日付を記載すること。

オ 別紙「西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」の評価着目点に記載されている内容については、必ず提案を行うこと。

(3) 提出先

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目１番１号

座間市財務部資産経営課

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(5) 提出期間

令和７年１２月８日（月）午後５時１５分まで（必着）

（持参の場合は、午前８時３０分から午後５時まで（土日祝日を除く。））

(6) 提案書作成に係る配布資料

参加者に対して、対象とする区域図面、対象区域内に位置する公共施設及び公用施設の概要を参加確認通知書と共に、送付する。

(7) 提案の取消

次のア～エに該当する場合は、提案を取消とする。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 作成要領に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

## 9 提案書等の評価

提案書等に基づくプレゼンテーション審査を以下のとおり実施する。

### (1) 実施日

令和7年12月16日（火）を予定

### (2) 実施場所

座間市役所 4階 4－2会議室（予定）

### (3) 評価基準

評価項目及び評価基準は「西部・中部西地区公共施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき、選定委員会が評価を行う。

### (4) 説明者等について

説明者は、総括責任者、担当主任技術者等の3名以内とする。なお、原則として代理者及び指定された者以外の者の出席は認めない。

### (5) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア 1者につきそれぞれ60分以内（プレゼンテーション45分以内、ヒアリング15分程度）とする。

イ 非公開とする。

ウ PCは、提案資格者にて持参することとし、主催者準備のプロジェクターに、HDMI接続して行うこと。

### (6) その他

ア 説明資料の準備は、5分以内に行うこと。

イ プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した提案書等の内容以外の資料、模型等を使用した場合、提出された提案書等は取消とする場合がある。

ウ プレゼンテーションに出席しない場合は失格となる。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

エ 最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する

オ 審査の結果、審査員の評価点数の合計が満点に対し6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

カ プレゼンテーションの参加者が1者であっても審査を行う。

## 10 審査結果通知

令和7年12月22日（月）ごろに参加者に提案書等評価結果通知書を発送する。また、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。